平成２８年（フ）第１２０号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉3772番地４　第２大崎コーポ103号
破産者　石橋　正道
１　決定年月日　平成29年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
札幌市南区南沢５条２丁目４番７号
破産者　国松　克之
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２号
札幌市南区南沢５条２丁目４番７号
破産者　国松　智永
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１３号
札幌市南区澄川１条１丁目３番36号　ホワイトパレス301号
破産者　名郷根一洋
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３４号
札幌市西区八軒10条東２丁目１番30号、住民票上の住所札幌市北区新川２条１丁目２番51号　第２幸栄ビル205号
破産者　坂東レオナ
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６号
仙台市青葉区愛子東２丁目３番39―101号、従前の住所埼玉県上尾市大字平塚1978番地30
破産者　菅原　和子
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９３号
宮城県名取市大手町２丁目２番地の１
破産者　高橋たしく
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９４号
宮城県名取市大手町２丁目２番地の１
破産者　高橋美和子
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
群馬県太田市植木野町802番地１　パステルハイツ21Ａ―103号、前住所群馬県邑楽郡大泉町丘山15番Ｂ―120号　丘山県営住宅団地
破産者　中西　啓祐
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３１号
神奈川県横須賀市東逸見町１丁目１番地２―402
破産者　吉崎　君枝
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第９０号
相模原市緑区西橋本３丁目２番36号塚場ハイツＮｏ．３　205
破産者　萩原　伊織
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９１号
相模原市緑区上九沢106－６レオパレスＳＴＲ103、住民票上の住所相模原市緑区下九沢1288番地１　㈲親興内
破産者　浅井　浩二
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第９２６号
愛知県知多郡南知多町大字片名字稗田33番地
破産者　磯部　　守
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７０号
名古屋市昭和区台町１丁目１番地の２　川辺347ビル３１号、従前の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
破産者　鈴木　正敏（旧姓水野）
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５３８号
名古屋市西区上名古屋３丁目25番35号　第２猪村ビルディング1105号
破産者　ＤＥＬＩＶＥＲＹ　ＮＡＧＯＹＡこと　中村　克己
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１８号
神戸市須磨区松風町３丁目３番１―709号、開始決定時の住所愛知県長久手市下川原14番地10　パンベール藤ケ丘701号
破産者　アーティシャム　フィダこと　ＦＩＤＡ　ＡＨＴＩＳＨＡＭ
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０号
名古屋市西区名西１丁目１番２号　グラン・コート名西702号
破産者　川野　千賀
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６５４号
大阪市城東区野江１丁目６番３号野江ハイツ415号、開始決定時の住所大阪市此花区西九条１丁目４番８－４Ｂ号　住民票上の住所　大阪府豊中市螢池東町４丁目２番15号
破産者　総兼こと　兼山　典彦
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部